

10. 対 外 経 済 対 策

昭和59年12月14日

経済対策関係会議

我が国は、自由貿易体制の維持・強化、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済の活性化を図るため、本年4月27日、市場の開放、輸入の促進、金融・資本市場の自由化、投資交流の促進等について対外経済対策を決定し、現在その着実な実施を図っている段階にあるが、その後における我が国経済を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、開発途上国の経済発展へ貢献するとともに、OECD閣僚理事会の合意に従い、更にはガットにおける新ラウンドの積極的推進等を通ずる自由貿易体制の維持・強化を図るため、今後、関税上の措置に関し、下記のとおり決定し、これを実施することとする。

記

1. 関税率の撤廃又は引下げ

(1) 東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置

先進諸国における同様の措置の実施を期待し、東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置につき、昭和60年度から次のように実施することとし、所要の手続を進める。

- ① 農林水産品については、開発途上国との貿易拡大に特に配慮し、別紙1の品目について2年繰り上げ最終譲許税率を適用する。
- ② その他の農林水産品については、1年繰り上げて実施する。
- ③ 鉱工業品については、2年繰り上げて実施する。

(2) 個別品目の関税の撤廃

別紙2の開発途上国関心品目につき昭和60年度から関税の撤廃を行うこととし、所要の手続を進める。

2. 特恵関税制度の改善

開発途上国との貿易拡大を図るため、昭和60年度から次のような特恵関税制度の改定を行うこととし、所定の手続きを進める。

(1) 特恵シーリング枠の拡大

昭和59年度に大幅に拡大したところであるが、昭和60年度においても鉱工業品に係る特恵シーリング総枠を1千億円程度(約8%)拡大する。

(2) SP品目(セレクトッド・プロダクツ)の削減

別紙3の鉱工業品について、SP品目(特恵税率を実行税率の1/2とする品目)から除外し、特恵税率を無税とする。

(3) 後発開発途上国特恵特別措置例外品目の削減

後発開発途上国産の黄麻織物について、特恵シーリング枠を撤廃し、特恵特別措置の対象とする。

(別紙 1)

税 番	品 名
02.06-2ex	肉及び食用のくず肉 (塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家きんの肝臓を除く。) (豚及び牛の肉及びくず肉以外のもの)
03.01-2(2) A ex	たらの卵 (冷凍のもの)
03.01-2(2) B ex	バラクータ (かます科及びくろたちかます科のものに限る。) 及びキングクリップ (生鮮又は冷蔵のもの) (フィレーを除く。)
03.01-2(2) B ex	たい、バラクータ (かます科及びくろたちかます科のものに限る。) 及びキングクリップ (冷凍のもの) (フィレーを除く。)
03.01-2(2) B ex	さめ (生鮮又は冷蔵のもの) (フィレーを除く。)
03.01-2(2) B ex	さめ (冷凍のもの) (フィレーを除く。)
03.02-1ex	たら (ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚) の卵 (塩蔵、塩水漬け、乾燥又はくん製のものに限る。)
03.03-1(1) ex	いせえび及びその他のえび (生鮮、冷蔵又は冷凍のもの)
03.03-2(1) ex	いか (生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの)
06.03	切花 (生鮮のもの又は乾燥、染色、漂泊その他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)
08.01-1(2)	干しバナナ
08.01-2ex	パイナップル (乾燥のもの)
08.01-4ex	ココヤシの実及びブラジルナット (生鮮又は乾燥のものに限る。)
08.01-4ex	カシューナット (生鮮又は乾燥のものに限る。)
08.02-3	グレープフルーツ (生鮮又は乾燥のものに限る。)
08.06ex	なし及びマルメロ (生鮮のものに限る。)
08.10ex	パイナップル、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャシンプ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュル、ガーアップル、マンゴ、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ (冷凍のもので、無糖のものに限る。)
09.04-2(2)	こしょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメント属のピメント (小売容器入り以外のもの) (粉碎し又は混合したもの)
09.10-1	カレー
09.10-3(2) B (b)	その他の香辛料 (小売容器入り以外のもの) (粉碎し又は混合したもの) (しょうが以外のもの)
15.07-8ex	バーム油
16.02-2(1) ex	肉又はくず肉のその他の調製品 (腸等以外のもので、単に水煮した後乾燥したもの) (牛肉、豚肉又はこれらのくず肉を含有するものを除く。)

税 番	品 名
16.05-2ex	えびの調製品（くん製のもの並びに単に水又は塩水で煮、又はその後冷蔵、冷凍、塩蔵、塩漬け若しくは乾燥したものを除く。）
20.01-1ex	パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ブリンヤ、チャンペダ、ナカ、パシモア、ランブル、アン、ジャム、レンプ、サテ、チェリモア、サンフル、ツ、ガンソム、アップル、カスターアップル、マンゴ及びマンゴスチン（食酢又は酢酸で調製したもので、加糖のもの）
20.01-2ex	マンゴー及びマンゴスチン（食酢又は酢酸で調製したもので、無糖のもの）
20.06-1(1) ex	調製したパイナップル（加糖のもの）（缶詰、瓶詰又はつぼ詰のもので、容器とも1個の重量が10kg以下のものに限る。）
21.04-2(1)	インスタントカレーその他のカレー調製品
21.07-2(2) A ex	アルコールを含有しない飲料のもと（おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの）（無糖のもの）
30.03-3(1) B ex	おたねにんじんの根（小売用の形状又は包装にしたもの）
38.11-1ex	除草剤、殺鼠剤、発芽抑制剤等（植物生長調整剤、消毒剤、殺虫剤、殺菌剤を除く。）（小売用の形状又は包装にしたもの）
38.11-2ex	有機塩素系殺虫剤
44.14-1	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限り、更に加工したものを除く。）（かきん、及び合板用単板（厚さが5mm以下のもの）（かりん、たんつけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの）
44.15ex	合板（表面加工していないもの）（両表面の板が針葉樹材以外のもの、厚さが6mm以上のもの）

(別紙 2)

税 番	品 名
27.10-1(2) B ex	ノルマルパラフィン
29.35-9	サントニン
41.02-2(2) ex	牛革及び馬属の動物の革(クロムなめしのもの)(フルグレーション又はグレースプリットで半なめしのものに限る。)
58.04-1(1)	パイル織物及びシェニール織物(添加糸が羊毛又は織獣毛製のもの)(アストラカン織り又はシール織りのもの)
59.15-1	紡織用繊維製のホース等(亜麻製又はラミー製のもの)
59.15-3ex	紡織用繊維製のホース等(合成繊維製又は綿製のもの以外のもの)
62.04-1	ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品(亜麻製、ラミー製等のもの)
65.03-1	フェルト製の帽子(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石等を用いたもの)
65.04-1	帽子(組物製のもの等)(貴金属、貴金属をめっきした金属等を用いたもの)
73.07-2ex	鉄鋼のピレット及びスラブ
82.15-1	卑金属製の柄(貴金属をめっきした金属等を用いたもの)

(別紙 3)

税 番	品 名
51.01-1(1)	人造繊維の長繊維の糸（合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の50%を超えるもの）
51.01-2(1)	人造繊維の長繊維の糸（合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の50%以下のもの）
57.10	黄麻その他の紡織用初皮繊維の織物
67.03-3	紡織用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。）
67.04	かつら、付けひげその他これに類する物品等（人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。）
97.02	人形